

和光大学ハラスメント対策会議規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、和光大学ハラスメント防止委員会規程第 30 条第 2 項の規定に基づき、和光大学ハラスメント対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 対策会議は、学長から諮問された事項を審議する。

(構 成)

第 3 条 対策会議は、学長の指名する専任教職員数名による委員によって構成する。

(任 期)

第 4 条 対策会議委員の任期は、諮問された事項に関する対策会議の任務が終了するまでとする。

(任 務)

第 5 条 対策会議は、諮問された事項について遅滞なく審議し、学長へ答申するものとする。

(議 長)

第 6 条 対策会議に議長を置く。議長の選出は、委員の互選とする。

(議長の任務)

第 7 条 議長は、会議を統括する。

(議長の権限)

第 8 条 議長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を徴することができる。

(事 務)

第 9 条 対策会議の事務は、総務課が所掌する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、教授会の議を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2021年6月4日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。